

## 令和4年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年1月11日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第1回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員4名】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則	31番 満生 直樹
37番 上野 智実		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について
- ・議案第 9号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久  
係長 松尾 康年

事務吏員 水 落 ひかる  
事務吏員 川 波 貴 敬  
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

( 開会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に13番中嶋委員、14番坂田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

4ページまで20件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から20番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に  
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

8ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）

について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお  
願ひします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番永井委員、16番畑委員、24番櫻木委員、27番日野委員を指名いたします。  
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。  
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の8番吉松委員、37番上野委員を指名いたします。  
審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。  
9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。  
事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明 10ページまで5件ございます。  
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手

議 長 14番坂田委員  
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は相続したが農業をしていないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議長

7番椿委員。

7番

(椿委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長

11番鳥巢委員。

11番

(鳥巢委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

議長 推進委員 (「ありません。」)

議長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長

10番長野委員。

10番

(長野委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時00分まで休憩します。

14時16分休憩

15時00分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

11ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅の建設です。変更の理由は自己用住宅を建設する予定であったが、資金の都合により建設を断念せざるを得なくなったものですが、今回、自己用住宅の建設を行うものです。なお、前回の農地法5条許可は平成8年7月18日となっています。参考事項といたしまして、変更前は居宅1棟、82.77㎡、変更後は居宅1棟、57.96㎡です。なお、議案第6号—6と関連します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

12ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

- 9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は露天資材置場の整備、転用の理由は近隣で建設業を行っているが、業務拡大に伴い資材置場が不足したため整備したものです。なお、始末書が添付されていません。農地法の運用は、その他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 13ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。15ページまで12件ございます。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
- 17番挙手
- 議長 17番手嶋委員。
- 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は有料露天駐車場の整備、理由は、観光客の駐車場の需要が見込まれることから収入を得るため整備するもの。参考事項といたしまして、駐車台数8台です。農地法の運用は、その他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
- 1番挙手
- 議長 1番徳田委員。
- 1番 (徳田) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、隣接地で業務を行っているが、資材置場が不足しているため整備するもの。参考事項といたしまして、準工業地域、既存敷地1,603㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は地下浸透。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。  
1番挙手

議 長 1番徳田委員。  
1番 (徳田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は工場敷地拡張、理由は、事業拡大により集塵機置場が不足するため整備するもの。参考事項といたしまして、準工業地域、既存敷地33,967.60㎡。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は地下浸透。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟78.31㎡です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員  
9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建設するものです。参考事項といたしまして、居宅1棟131.63㎡、一体開発する宅地6.93㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用はその他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排

水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議長 7番椿委員。

7番

(椿委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、現在、実家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟57.96㎡。なお、議案第4号—1と関連します。始末書が添付されています。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議長 13番中嶋委員。

13番

(中嶋委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、近隣市町村で建築業務を行うにあたり資材置場がないため整備するもの。参考事項といたしまして、一体開発する宅地429.37㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、一体開発。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次の審議番号8番及び9番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

- 議 長 議長を交代しました。  
 それでは、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。  
 19番挙手
- 議 長 19番樋口委員。  
 19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は敷地拡張による太陽光発電設備の設置、理由は、既存の太陽光発電事業所では面積が足りないことから、増強を図り、収益を高めるため。参考事項といたしまして、太陽光発電設備敷地拡張4,026㎡、既存敷地29,972㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水はタメマスと水路を整備して既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号8番について、質問や意見はありますか。  
 9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。  
 9番 (窪山委員) 7月の定例会でお尋ねしていましたが、既存の太陽光発電設備用地の敷地から出水期に大量の濁水が出ることについては改善されているのか、改善されていないのであれば、改善策も必要と思われませんが。  
 19番挙手
- 議 長 19番樋口委員。  
 (樋口委員) 設置業者と現地へ行きまして、確認したところ大きなタメマス・調整池を設置してあります。昨年、濁水が発生したときはタメマスへの接続水路が完成していなかったので河川へ直接、大量に流入したそうですが、現在は整備済みです。今回の申請地についてもタメマスと水路を整備して排水処理をされるそうです。なお、斜面と今回の申請地の排水処理はそれぞれ別系統でされることを確認しています。
- 議 長 9番窪山委員よろしいですか。  
 9番挙手  
 9番 (窪山委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありますか。  
 8番挙手
- 議 長 8番吉松委員。  
 8番 (吉松委員) 太陽光パネルには雨樋等の取付はしてあるのでしょうか。  
 19番挙手
- 議 長 19番樋口委員。  
 19番 (樋口委員) 太陽光パネルに雨樋はついていませんが、パネルの下には防草シートが敷いてあります。
- 議 長 8番吉松委員よろしいですか。  
 8番挙手
- 議 長 8番吉松委員。  
 8番 (吉松委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありますか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。  
19番挙手
- 議 長 19番樋口委員。  
19番 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は道路及び露天駐車場の整備、敷地拡張、理由は、隣接地で自営業を行うにあたり、道路及び来客用駐車場がないため整備するもの。参考事項といたしまして、駐車場台数3台、既存敷地757,71㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。  
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。  
議長を会長と交代します。  
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。  
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。  
15番挙手
- 議 長 15番永井委員。  
15番 (永井委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び露天駐車場の整備、理由は、業務で必要となる資材置場及び駐車場が不足しているため整備するもの。参考事項といたしまして、駐車場台数3台。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。  
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。  
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。  
18番挙手
- 議 長 18番林委員。  
18番 (林委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設及び貸露天駐車場の整備。理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設し、併せて、近隣にある父の会社の従業員用駐車場を整備するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟165.98㎡、従業員用駐車場台数5台、駐車場借受予定者有限会社〇〇〇〇〇。

農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は、配偶者が自宅で舞踊教室を始めるにあたり、生徒用の駐車場が無いため整備するもの。参考事項といたしまして、駐車場合数8台、一体開発する宅地45㎡、既存宅地355㎡。農地法の運用はその他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。

雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

16ページをお開きください。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局

(岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から8番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から8番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。

18ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手  
事務局。  
議 長 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。  
事務局 ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
審議番号1番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。  
議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。  
19番挙手

議 長 19番樋口委員。  
19番 (樋口委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は、今から20数年前、申請人の父親が駐車場として地目変更の申請をしてありましたが、実際の手続きをしないまま現在に至っており地目は畑のままとなっています。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。20年以上前から宅地課税されています。現状は、宅地となっていますので、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
12番挙手

議 長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) 父親が、地目変更の申請をしているのに変更されていないのはなぜですか。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) この土地は、昭和59年頃に車庫を転用目的として許可を受けてあったものです。樋口委員の説明にもありましたが、許可を受けていたものの、法務局で登記申請を行わない限り台帳上の地目は変更されませんので、畑のままとなっています。なお、この土地に車庫を建てる予定だったと思われませんが、車庫が建設されていないため地目変更登記ができなかったのではないかと考えられます。

議 長 12番田中委員よろしいですか。  
12番挙手

議 長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) 法務局に地目変更登記の申請をしていないため、このようなことになっているということですね。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (松田) この案件についてですが、過去において車庫を建てるということで許可を取得してあったということですが、建物を建てていないために宅地への地目変更登記申請を行うことができなかったのではないかと考えられます。  
12番挙手

議 長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) わかりました。  
議 長 他に、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
議長を会長と交代します。  
議長交代：副会長 → 会長  
議長 議長を交代しました。  
事務局 19ページをお開きください。次に、議案第9号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。  
(水落) 議案朗読をもって説明  
審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおり遊休地化が進んでいます。空き家の隣に農地が1筆ございます。この申請については、面積が1,197㎡と広いことから受付するかどうか判断に迷いましたが、申請人より農地にはクリとミカンの木があり空き家の隣にあるため、切り離して考えると誰も管理ができないので申請をしたいと強い要望がありましたので、申請をお預かりした次第です。農業経験のない空き家取得者が耕作するには厳しいかなと思われませんが、空き家のみ売却され農地が残った場合、所有者が市外在住のため管理が行き届かずさらに遊休地化が進むことが予測されます。なお、「空き家に付属した農地」として指定をうけた場合、空き家及び農地の取得者が農地法3条による取得申請として、面談等行いまして、農業をできるか、できないかの判断をすることになります。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしく願います。  
議長 事務局の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
18番挙手  
議長 18番林委員。  
18番 (林委員) 若干補足します。ここは以前、申請人の父親が住んでおられました。申請地はカキの樹園地でしたので、私たちが若い頃は請負剪定をしていましたが、その頃は管理もされてありました。父親が亡くなられて、息子さんも他所にお住いのため今回の申請がなされたものです。  
10番挙手  
議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) この土地は買い手が見つからなければ遊休農地のままなのでしょうか。  
議長 土地の管理は所有者が行います。  
12番挙手  
議長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) この土地は空き家とセットという取扱をしたらどうでしょうか。売れるか、売れないかという問題はあるでしょうが。  
議長 他に、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:22)